

## 海上交通低炭素化促進事業費補助金交付要綱

平成22年2月23日 国海内第100号

(改正) 平成23年1月28日 国海内第119号

### (通則)

**第1条** 海上交通低炭素化促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

**第2条** この補助金は、船舶運航事業者、船舶貸渡業者及び内航海運業者(以下「船舶運航事業者等」という。)による低炭素化改造等事業、低炭素型中古船舶代替事業又は内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業に要する経費の一部を国が補助することにより燃費の向上等を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図るとともに、船舶運航事業者等の活性化による経済の活性化及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

**第3条** この要綱において「船舶運航事業者」とは、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。)を営む者(内航運送業者を除く。)をいう。

2 この要綱において「船舶貸渡業者」とは、海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。)を営む者(内航海運業者を除く。)をいう。

3 この要綱において「内航海運業者」とは、内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項に規定する内航海運業を営む者をいう。

4 この要綱において「内航運送業者」とは、内航海運業法第2条第2項に規定する内航運送をする事業を営む者をいう。

5 この要綱において「経年船舶」とは、現に船舶運航事業者等の用に供されている船舶であつて、申請者が第5条第2項に定める申請前1年以上保有しているものをいう。

6 この要綱において「低炭素化改造等事業」とは、保有船舶の燃費の向上を図るため、別表第1に掲げる機器の取付、改造等を行う事業をいう。

7 この要綱において「低炭素型中古船舶代替事業」とは、保有船舶の燃費の向上を図るため、買換えの対象として別表第2に掲げる要件に適合した中古船舶を購入し、かつ、

買換え前の経年船舶を解撤又は海外売船する事業をいう。

8 この要綱において「内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業」とは、海上交通ネットワークの利用促進を通じた物流の低炭素化を図るため、別表第3に掲げる内航海運船舶関連輸送機器を購入し、新規に貨物を海上輸送する事業をいう。

#### (補助対象事業等)

**第4条** 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、低炭素化改造等事業、低炭素型中古船舶代替事業又は内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業（以下「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 前項の補助金の補助対象事業の区分及びその内容並びに補助対象事業の区分ごとの補助対象事業者、補助対象経費、補助率、補助金の額及び補助対象設備等、補助対象船舶又は補助対象輸送機器は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

#### (補助金交付申請)

**第5条** 補助対象事業者は、別表第1に定める低炭素化改造等事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1による補助金交付申請書を地方運輸局長等（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「地方運輸局長等」という。）に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、別表第2に定める低炭素型中古船舶代替事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第2による補助金交付申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、別表第3に定める内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第3による補助金交付申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

4 申請者は、第1項から第3項までの補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

5 地方運輸局長等は、第1項、第2項又は第3項に定める補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

### (交付の決定及び通知)

**第6条** 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条第1項の規定による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表第1の定めるところにより交付決定を行い、様式第4による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長等に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

2 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条第2項の規定による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表第2の定めるところにより交付決定を行い、様式第5による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長等に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

3 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条第3項の規定による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表第3の定めるところにより交付決定を行い、様式第6による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長等に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

4 地方運輸局長等は、大臣から第1項の規定による通知を受けたときは、様式第7による交付決定通知書により、第2項の規定による通知を受けたときは、様式第8による交付決定通知書により、前項の規定による通知を受けたときは、様式第9による交付決定通知書により、それぞれ、補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。

5 大臣は、前条第4項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 大臣は、前項に定めるもののほか、第1項、第2項及び第3項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

### (交付申請の取下げ)

**第7条** 申請者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、様式第10による補助金交付申請取下届出書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

#### (補助対象事業の計画変更の申請)

**第8条** 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更をしようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第11による補助対象事業計画変更承認申請書を地方運輸局長等に提出するものとする。
- 3 第1項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」(昭和30年中央連絡協議会)による。

#### (補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

**第9条** 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第12による補助対象事業中止(廃止)承認申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

#### (事故報告)

**第10条** 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第13による事故報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

#### (状況の報告)

**第11条** 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第14による状況報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

#### (実績報告)

**第12条** 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第15による実績報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定にかかわらず、報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 補助対象事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 地方運輸局長等は、第1項の規定による実績報告書を受理したときは、所要の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、大臣に進達するものとする。

### (補助金の額の確定等)

**第13条** 大臣は、前条の規定により地方運輸局長等から進達された補助対象事業実績報告書について、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、低炭素化改造等事業にあつては別表第1、低炭素型中古船舶代替事業にあつては別表第2、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業にあつては別表第3に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、低炭素化改造等事業にあつては様式第16、低炭素型中古船舶代替事業にあつては様式第17、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業にあつては様式第18による補助金の額の確定書により地方運輸局長等に通知するものとする。

2 地方運輸局長等は、大臣から前項の通知を受けたときは、低炭素化改造等事業にあつては様式第19、低炭素型中古船舶代替事業にあつては様式第20、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業にあつては様式第21による補助金の額の確定通知書により、補助対象事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

### (補助金の請求)

**第14条** 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第22による補助金支払請求書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

### (財産の管理等)

**第15条** 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等について、様式第23による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

### (財産処分の制限等)

**第16条** 取得財産等のうち、令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 前項の取得財産等を処分しようとするときは、補助対象事業者は、あらかじめ様式第24による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

**(書類の提出)**

**第17条** この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、特段の定めがない限り3部（正本1部、副本2部）とする。

**(帳簿の保存義務)**

**第18条** 補助対象事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

別表第1

補助対象事業	低炭素化改造等事業
補助対象事業者	船舶運航事業者、船舶貸渡業者及び内航海運業者(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。)であって、保有船舶(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われる人の運送をする事業の用に供するものを除く。)に、以下に定める補助対象設備等の取り付け等を行う者
補助対象経費	以下に定める補助対象設備等の価格及び補助対象設備等を取り付け等するために要する作業費用。ただし、既存設備等を売却した場合は、上記の額から売却額を差し引いた額とする。
補助率	1/2
補助金の額	一の設備等に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額が100万円未満の場合は補助金を交付しないものとする。
補助対象設備等	<p>I. 船舶の低炭素化に資する設備等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 船体船尾に取り付けられる整流板</li> <li>2. 可変ピッチプロペラ(自動負荷制御装置を装備しているものに限る)</li> <li>3. ハブ渦発生防止プロペラ</li> <li>4. 二重反転プロペラ</li> <li>5. 1軸ツインプロペラ</li> <li>6. プロペラボス取付翼</li> <li>7. プロペラ前部放射状型取付翼</li> <li>8. フラップ独立可動型舵</li> <li>9. 整流板付舵</li> <li>10. 反動舵</li> <li>11. 低燃費ディーゼル機関(燃料消費率が改善する主機関への換装に限る)</li> <li>12. 低負荷運転システム付ディーゼル機関</li> <li>13. 電子制御ディーゼル機関</li> <li>14. 主機冷却水熱回収装置</li> <li>15. 排ガスエコノマイザー</li> <li>16. 燃料改質器</li> <li>17. インバーター制御電動機</li> <li>18. 超伝導電動機</li> <li>19. 軸発電装置</li> <li>20. 吸水性高分子含有船底塗料又は低摩擦型(シリコンA/F)船底塗料</li> <li>21. 船舶設備の改良又は改造により上記に掲げる設備と同等程度以上の燃料消費低減効果が認められるもの</li> <li>22. その他上記に掲げる設備と同等程度以上の燃料消費低減効果が認められる設備等</li> </ol> <p>II. 船舶の低炭素化の効果が高い設備であって、以下の何れかに適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低炭素化の効果が確認できる設備であって、港湾施設等からの電力を受電するための設備に限る(専ら、入渠時に使用する陸上電源受電設備は除く)</li> <li>2. 接続専用ケーブルを船舶側で装備する場合にあつては、以下のものを含むことができる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 接続専用ケーブル</li> <li>(ロ) 接続専用ケーブル用リール(接続専用ケーブルの巻取り作業にのみ使用するものに限る)</li> <li>(ハ) 接続専用ケーブル用クレーン(接続専用ケーブルの巻取り作業にのみ使用するものに限る)</li> </ol> </li> </ol>

別表第2

補助対象事業	低炭素型中古船舶代替事業
補助対象事業者	船舶運航事業者、船舶貸渡業者及び内航海運業者(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。)であって、買換えの対象として低炭素型中古船舶を購入し、かつ、買換え前の経年船舶(申請者が第5条第2項に定める申請前1年以上保有している場合に限り、かつ、本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われる人の運送をする事業の用に供するものを除く。)を解撤又は海外売船する者
補助対象経費	買換える低炭素型中古船舶の購入価格から経年船舶を海外売船等した価格を差し引いた額。ただし、新たに取得する船舶は、以下の補助対象船舶に限る。
補助率	1/2
補助金の額	一の低炭素型中古船舶に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額が25百万円未満の場合は補助金を交付しないものとし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額が100百万円を超える場合は100百万円以下とする。
補助対象船舶	<p>低炭素型中古船舶は、買換え前の経年船舶に比して低燃費のディーゼル機関を搭載している船舶であり、かつ、船齢が9年以下の船舶(但し、法定耐用年数が10年以下の船舶にあつては、法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数が2年以上のものに限る。)であつて、以下の要件のいずれかに適合する船舶に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 船型が同等又は大型化の場合は、燃料消費率の低減が図られる船舶。</li> <li>2. 船型が小型化する場合は、船舶当たりの燃料消費量の低減が図られる船舶。</li> </ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民法725条に定める親族が代表者を務める会社間及び企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に定める連結の範囲となる会社間における低炭素型中古船売買取引については、当該補助の対象としない。</li> <li>2. 購入する低炭素型中古船舶は、交付決定の通知を受けた日以降に契約及び引き渡しを行うものとする。</li> <li>3. 買換え前の経年船舶の解撤又は海外売船する期間は、交付決定の通知を受けた日から平成22年11月30日までとする。 ただし、大臣がやむを得ないと認めた場合にあっては、大臣が定めた日までの間とする。</li> </ol>



別表第3

補助対象事業	内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業
補助対象事業者	船舶運航事業者及び内航運送業者(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。)であって、自社が運航する船舶で新規貨物を海上輸送(青森～函館間、本土(本州、北海道、四国及び九州)～離島及び沖縄本島間並びに沖縄本島～離島間の海上輸送を除く。)するために、以下に定める補助対象輸送機器を新車で購入を行う者
補助対象経費	以下に定める補助対象輸送機器の価格。 なお、車検費用は対象外とする。
補助率	1/3
補助金の額	一の事業計画に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額が1億円を超える場合は1億円以下とする。
補助対象輸送機器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>けん引自動車(トラクタ)</u></li> <li>2. <u>被けん引自動車(セミトレーラ(前車軸を有しないもの)、フルトレーラ)</u> ただし、けん引自動車(トラクタ)のみを購入する場合は対象外とする。</li> </ol>